

接続ルールの見直しに関する意見書

平成 12 年 12 月 4 日

電 気 通 信 審 議 会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号	1 0 0 - 6 1 5 0
住 所	とうきょうとちよだくながたちょうにちょうめ 東 京 都千代田区永 田 町二 丁 目 1 1 番 1 号
氏 名	かぶしきがいしゃ 株 式 会 社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
	代表取締役社長 たちかわ けいじ 立 川 敬 二

一次答申草案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
経営企画部 企画調整室 古川
電話番号：03-5156-1265
メールアドレス：furukawak@nttdocomo.co.jp

電気通信審議会 電気通信事業部会長 殿

「接続ルールの見直しについての一次答申草案」に対する意見

平成12年12月4日
株式会社NTTドコモ

はじめに

- 「接続ルール見直しについての一次答申草案」（以下、答申案とする）について、意見聴取の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。

- 今回の答申案では、

「移動体通信事業者の設備は、不可欠設備とはいえない」

とされており、この点については当社の意見が反映されたものと理解しています。

ただし、答申案では市場支配力等に着目した接続ルールのあり方について、言及されており、このルール中心に、当社の意見を提出させていただきたいと考えますので、お取り計らいの程、宜しくお願い申し上げます。

- 既に提出させていただいている「ＩＴ競争政策特別部会第一次答申（草案）」に対する意見と内容的に重複する部分もありますが、ご了解の程宜しくお願いいたします。

目次

当社の意見のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3

当社の意見

- 1．指定電気通信設備に移動体通信事業者設備を
含めることの是非について・・・・・・・・・・ P12
- 2．支配的事業者規制の適用条件について・・・・・・・・ P13
- 3．支配的事業者の概念について・・・・・・・・・・ P22
- 4．支配的事業者規制を導入した場合の影響について・・・・ P33
- 5．支配的事業者に対する接続に係る規制について・・・・ P37
- 6．料金設定権について・・・・・・・・・・ P47

添付資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P49

当社の意見のポイント

当社の意見のポイント(1/ 8)

項目	内 容
1. 指定電気通信設備に移動体通信事業者設備を含めることの是非について	前回（１０月２５日）提出させていただいた当社の意見と同様であり、賛成。
2. 支配的事業者規制の適用条件について	支配的事業者規制の導入目的から、以下の３つの適用条件があげられる。 当該市場において「市場原理」が十分に働いていないこと。 「市場原理」(有効かつ公正な競争)機能の欠如性 当該市場に市場支配力のある事業者が存在すること。 支配的事業者の存在 当該支配的事業者が支配力を濫用する蓋然性があること。 支配力濫用の蓋然性

当社の意見のポイント(2/ 8)

項目	内 容
2. 支配的事業者規制の適用条件について	移動体通信市場における前項適用条件の該当性は以下の通り。 「市場原理」機能の欠如性 移動体通信市場は有効かつ公正な競争が実現しており、当てはまらない。 支配的事業者の存在 より競争促進的な米国では「価格コントロール力→シェアを失うことなく、価格を引き上げることができる能力または競争相手を排除できる能力」により判断しているが、競争が激しく、料金の低廉化が急速に進展している移動体通信市場において価格コントロール力のある事業者は存在しない。 支配力濫用の蓋然性 蓋然性の判断にあたっては客観的事実に基づく論証が必要である。 その点、そのような事実はなく、支配力濫用の蓋然性が高いとする根拠はない。 当社は分社以来、NTTとの公正競争条件を遵守しているところであり、また、NTT地域会社は指定電気通信事業者として、公平かつ対等な取扱いを義務づけられていることから、NTT地域会社と同一グループに起因する優位な交渉力など存在するはずはない。 また、当社に対し、NTTからの研究開発基盤を引き継ぐことで、支配力を形成させてきたとの指摘があるが、NTTからの分社後、当社自らの企業努力とリスクのもと、人的、財務的リソースを傾注することで実現したものであり、指摘は当たらない。 以上より、移動体通信市場の支配事業者規制の対象としての該当性はない。

当社の意見のポイント(3/ 8)

項目	内 容
3. 支配的事業者の概念について	支配的事業者の範囲としては、シェアだけで判断するのではなく、米国と同様「価格コントロール力」で判断するべきである。 支配的事業者の基準について、総論としては以下の通り。 ・ 市場シェアが高いことだけで規制対象とすることは、自由な競争環境をかえっていびつにし、ひいてはユーザの利便性向上に支障をきたす。 ・ ボトルネック設備を有する事業者との密接な関係は既に指定電気通信事業者規制により、公平かつ透明な取扱いが担保されている以上、要件としては不適である。 ・ 価格支配力は一番重要なファクターであるが、米国の定義にもみられるように、料金低廉化を率先して実施することを意味するものではない。 ・ 企業規模は市場シェアに包含される概念である。むしろ規模概念では、ユーザや接続事業者からの視点で、設備規模やサービス提供エリアの方が重要である。 当社の支配的事業者該当性 < 市場シェア > ・ 市場シェアは、当社が各種市場開拓努力を実施し、ユーザから支持選択いただいた結果である。 ・ 月別純増をみても大きく変動しており、今後も少しでも怠った場合には急速な低下を招くおそれが高いことから競争が進展していると捉えられ、市場シェアだけでは判断できない。 < ボトルネック設備の有無 > ・ 移動体通信設備はボトルネック設備には該当しない。

当社の意見のポイント(4/ 8)

項目	内 容
3.支配的事業者 の概念について	< 市場参入の容易性 > ・既に地域単位に3事業者以上の事業者が参入している。 ・周波数資源の有限性による事業者数の制約は、電波行政の仕組みそのものの問題で、当社の努力で解消するものでもなく、要件にはなり得ない。 < 需要、供給の弾力性・代替性 > ・ユーザの自由な選択のもと、キャリア間移動は激しく、設備構築、エリアカバーも各事業者とも同等であり、需要、供給の弾力性・代替性は確保されている。 < 価格支配力、調達の影響力 > ・当社にこのような力は存在しない。 以上より、当社を支配的事業者とする根拠はない。

当社の意見のポイント(5/ 8)

項目	内 容
4. 支配的事業者規制を導入した場合の影響について	仮に移動体通信市場に支配的事業者規制を適用した場合、ユーザ、移動体通信事業全体、当社それぞれにとって、デメリットが大きく導入すべきでない。 < ユーザ > ・ 自由競争環境を歪め、弾力的かつタイムリーな料金見直し、サービス提供などの面で、支障をきたす。 < 移動体通信事業全体 > ・ モバイルマルチメディア、グローバル化を展望した際、グローバル・スタンダード競争に勝ち残れない可能性があることや、政府が市場支配力があると認めることで、WTO提訴があった場合、相手方主張が認められ、合理的でない強度の規制強化を求められる結果、事業活動に大幅な制約が加わり、国際競争力の確保ができなくなるおそれが高い。 < 当社 > ・ 企業努力により、市場シェアや売上高を伸ばした結果、規制をうけることとなった場合、経営の自主性や社員の取組み意欲に支障をきたす。 ・ 株主利益が守れるかという疑問がある。 ・ 許可制と届出制の差による収益機会の逸失、コスト増など、収支に与える影響も懸念される。

当社の意見のポイント(6/ 8)

項目	内 容
5. 支配的事業者に対する接続に係る規制について	総体的意見 ・ 答申案の規制内容では支配的事業者に対して、現行レベル以上の規制につながるおそれが高く、規制緩和の流れに逆行しかねないことから、見直しが必要である。 ・ 移動体通信については、競争の実態や海外の状況から支配的事業者規制の対象外と考えられ、あまなく規制緩和が必要である。 当社の相互接続に対する取組み ・ 接続に要する期間については、早期接続に努力している。 ・ 不当な差別的扱いの事実はなく、客観的な蓋然性もない。 ・ 接続料金は、従来よりコストベースで算定し、年々低廉化に努めた結果、海外の移動体通信事業者と比較しても遜色ない水準となっている。 海外の状況 ・ 主要先進国では、固定通信事業に対して軒並み支配的事業者規制を導入しているが、移動体通信事業者に対しては、英・仏の2ヶ国で導入しているものの、米国、ドイツにおいては導入していない。 ・ 導入している英・仏においても、 - 固定通信事業との間で規制レベルに差を設けている。 - 接続約款の作成・公表義務や、接続会計報告義務は課されていない。 - 加えて、個別相互接続協定は作成・締結は行うが、認可は不要で、規制当局に写しの届出を行っている。 - 個別相互接続協定を閲覧に供することで透明性を確保している。 といった規制内容となっている。

当社の意見のポイント(7/ 8)

項目	内 容
5. 支配的事業者に対する接続に係る規制について	接続に係る規制に対して 接続義務に対して 接続義務は相互接続推進の観点から、支配的・非支配的を問わず必要である。 接続約款の作成・公表義務に対して ・現在の認可制は、申請から2ヶ月以内が標準処理期間とされており、届出と比較して、迅速な相互接続が実現困難で、不当に不利となるおそれが高い。 ・接続約款作成・公表義務は、非支配的事業者との規制レベルの差異が大きく、経営の自主性や自由な事業運営に支障をきたす。 ・移動体通信事業者をSMPに指定している英・仏においても、接続約款の作成・公表義務はないばかりか、個別相互接続協定の認可も不要であることも踏まえ、あまねく届出制にするなど、規制緩和が必要である。 ・透明性確保の観点からは、英・仏で導入されている閲覧制度が参考となる。

当社の意見のポイント(8/ 8)

項目	内 容
5. 支配的事業者に対する接続に係る規制について	長期増分費用方式の導入の是非に対して ・ 異論はなく、長期増分費用方式の導入は必要ない。競争が進展している分野において、このような規制を導入した場合は、経営の自主性や弾力性、ひいては競争力を著しく損なう可能性が高いと考える。
6. 料金設定権について	料金設定については当事者間の協議が前提となっており、接続開始時点では合意されたものと理解していることから、事業者間の協議を尊重することに異論はない。 また、当社では固定電話発信についても料金値下げを実施しており、それ以外についても今後一層の料金低廉化に努めていきたいと考える。

1. 指定電気通信設備に移動体通信事業者設備を含めることの是非について

- 指定電気通信設備に移動体通信設備を含めることの是非について、今回の答申案では、

「移動体通信事業者の設備は、次の理由から不可欠設備とは言えない。

- ・ 移動体通信市場においては、固定網とは異なり、電気通信設備を設置する事業者が地域単位に3以上存在すること。
- ・ 固定網とは異なり、複数の移動体通信事業者が加入者回線を含め自ら設備を構築しており、加入者線を含めたネットワークの代替性が存在していること」

と明確に規定しています。

これは、前回（10月25日）申し上げました当社の意見と同様であり、異論はもとよりございません。

2. 支配的事業者規制の適用条件について (1 / 9)

- 今回の答申案では、
「当該（「市場支配力」を有する）事業者との接続が他事業者にとっては不可欠とまでは言えないものの、市場価格などに左右されないだけの力を持つ当該事業者が、その地位を濫用して不当な差別的取扱いや原価を上回る料金を設定することによって競争阻害的な行為を行わないことを担保し、その透明性を確保することが求められる。」
とし、「支配的事業者」に関するルールを新たに設ける必要があるとしています。
- この点は「ＩＴ競争政策特別部会の一次答申案」と同様であり、意見が重複しますが、以下当社の考えについて申し上げます。

2. 支配的事業者規制の適用条件について (2 / 9)

- 今回の答申案並びにIT競争政策特別部会の一次答申案における趣旨から、支配的事業者規制の適用条件として、下記があげられます。
 - 当該市場において、事業者の創意工夫を生かしたスピーディーなサービス提供が実現困難であるなど、「市場原理」が十分に働いていないこと。
 - <「市場原理」(有効かつ公正な競争)機能の欠如性>
 - 当該市場に市場支配力のある事業者が存在すること。
 - <支配的事業者の存在>
 - 当該支配的事業者が支配力を濫用する蓋然性があること。
 - <支配力濫用の蓋然性>
- 支配的事業者規制の適用にあたっては、以上の条件について、客観的事実に基づく十分な検証が必要と考えます。

2. 支配的事業者規制の適用条件について (3 / 9)

(1) 移動体通信市場の支配的事業者規制の該当性

- 以下、移動体通信市場における前項の支配的事業者規制の適用条件該当性について検討することとします。

(ア) 「市場原理」機能の欠如性

- 移動体通信市場は有効かつ公正な競争が実現しており、各事業者の創意工夫による多様なサービスの提供、料金の多様化・低廉化の取組みが行われているところです。
従って、移動体通信市場において、「市場原理」機能が働かないなどの状況は全くないと考えます。
仮に移動体通信市場において、「市場原理」が十分に働いていないとの認識が前提としてあるのであれば、具体的にその事実について明確に示していただく必要があると考えます。

2. 支配的事業者規制の適用条件について (4 / 9)

(イ) 支配的事業者の存在

- 支配的事業者について、欧州と比べても、より競争促進的な制度を導入しているとされている米国では、「価格コントロール力」を有する事業者と定義されています。
- 価格コントロール力とは、
「当該企業が単独でシェアを失うことなく、価格を引き上げることができる能力または競争相手を排除できる能力」とされています。(別添1)
- また、今回の答申案では、前述の通り、
「市場価格などに左右されないだけの力を持つ当該(『市場支配力』を有する)事業者」としており、基本的には上記定義と同様の考えに立つものと理解しています。

2. 支配的事業者規制の適用条件について (5 / 9)

- 競争が激しく、料金の低廉化が急速に進展している移動体通信市場の実態から、市場シェアを失うことなく、価格を引き上げることのできる能力等を持つ事業者など存在するはずもなく、当然、当社も該当するものではありません。

(ウ) 支配力濫用の蓋然性

- 今回の答申案では、
「一方、移動体通信市場における市場支配力や、指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者と同じ企業グループに属していることに起因する交渉力を背景に、反競争的な行為や不透明な接続条件の設定がなされる虞があることが各方面から指摘されている。」
とされています。

2. 支配的事業者規制の適用条件について (6 / 9)

- これらの競争阻害性の「おそれ」については、客観的に蓋然性を判断する必要があり、言い換えると、規制対象を恣意的に設定する危険性を回避するには、客観的な事実に基づく論証が必要と考えます。
- IT競争政策特別部会の第一次答申案でも、「支配的地位を濫用するおそれ」は客観的蓋然性に基づくとされていると理解しています。
- この点について、英・仏では移動体通信事業者をSMP(Significant Market Power)に指定していますが、指定するにあたっては、指定の前後において移動体アクセスチャージの高さやユーザ料金の高さが問題視され、これらの事実が支配力濫用の蓋然性の判断に影響を及ぼしたものと理解しています。
(別添2)

2. 支配的事業者規制の適用条件について (7 / 9)

- 日本の移動体通信市場は有効かつ公正な競争が進展しており、当社を含め、支配力を濫用し、公正競争を阻害した事実はありません。また、他事業者の意見においても、当社の競争阻害性について、客観的且つ具体的事実に基づいて言及した例はないと理解しています。
従って、移動体通信市場において、支配力濫用の蓋然性がありとする根拠は全くないものと考えます。
- また、「競争阻害性のおそれが各方面から指摘されている」とありますが、「各方面」が一体どのような事実を想定・懸念しておられるのか、明らかにしていただき、その事象が支配的事業者規制でなければ防止できないことの検証が必要と考えます。

2. 支配的事業者規制の適用条件について (8 / 9)

- さらに、「指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者と同じグループに属していることに起因する交渉力を背景に」としていますが、これがNTT地域会社との関係を意味するものであれば、当社としては全く根拠が無いものと考えており、それに係わる客観的な事実や蓋然性について明確にしていきたいと考えます。
- 当社は分社時以来、NTTとの公正競争条件を遵守しているところであり、他の事業者と扱いは同等となっております。(別添3)
また、NTT地域会社は指定電気通信事業者として、公平かつ対等な取扱いを前提に「電気通信役務の提供に関連した取引」を接続約款で規定しており、当社を特別扱いする余地は無く、NTT地域会社と同一グループに起因する優位な交渉力など存在するはずありません。

2. 支配的事業者規制の適用条件について (9 / 9)

- なお、当社に対し、NTTからの研究開発基盤を引き継ぐことで有利な立場となり、支配力を形成させてきたとの指摘があります。
- 事実、当社は先端的な研究開発成果をマーケットインさせることにより、ユーザのニーズを捉え、市場の拡大に寄与してきたと認識していますが、これはNTTからの分社後、当社自らの企業努力とリスクのもとに、人的、財務的リソースを傾注することで実現したものであり、上記指摘は当たらないと考えます。（別添4）

（エ）以上より、移動体通信市場は、「市場原理」が十分機能しており、価格コントロール力を有する程の支配的事業者も存在せず、支配力濫用の蓋然性もないことから、支配的事業者規制の適用条件には該当しないと考えます。

3. 支配的事業者の概念について (1 / 11)

- 今回の答申案では、「移動体通信市場において市場支配力を有すると認定」される事業者の存在を前提としています。
- IT競争政策特別部会の一次答申案で支配的事業者の概念は言及されており、これについても意見が重複しますが、当社の考えを申し上げます。

3. 支配的事業者の概念について (2 / 11)

(1) 支配的事業者の範囲について

- 支配的事業者の範囲について、I T 競争政策特別部会の一次答申案では、

「支配的事業者は、それぞれの業務区域における電気通信サービスの一定の市場において、売上高、利用者数、トラフィック等の一定割合以上の高いシェアを有する第一種電気通信事業者の中から認定することが適当である。」

とされています。

これはシェアを中心に認定するということで、どちらかといえば、欧州における支配的事業者の定義に近いと判断されますが、支配的事業者規制の目的が、有効かつ公正な競争を十分に機能させることにある以上、前述した通り、より競争的な枠組みとされている米国における「価格コントロール力」概念を導入するのが妥当と考えます。

3. 支配的事業者の概念について (3 / 11)

(2) 支配的事業者の基準について

- 支配的事業者の基準について、ＩＴ競争政策特別部会の一次答申案では、
「市場シェア及びその推移のみならず、ボトルネック設備（現行の指定電気通信設備に相当するもの）支配の有無、市場参入の容易性、需要、供給の弾力性・代替性、価格支配力、企業規模、調達の影響力等企業のトータルパワー等を総合的に判断すべきであり、欧米の例を参考としながら、具体的基準を設けることが必要である。またボトルネック設備を有する事業者と密接な関係を有する事業者であることを要件に加えるべきとの考え方についても検討する必要がある。」
とされています。
- また、市場シェアについては、
「できる限り客観的な基準を検討していく必要があるが、具体的な基準としては、例えば、電気通信事業法の中で、現在、指定電気通信設備の指定に５０％超という基準が用いられていること等を踏まえ、５０％超とすることも考えられる。」
とされています。

3. 支配的事業者の概念について (4 / 11)

- 具体的基準は、今後検討するとのことであり、最終的な意見は提示できませんが、現時点で明示されている項目について、当社の考え方を総論的に以下述べさせていただきます。

(ア) 市場シェアについて

- 当社の以前から主張している「市場シェアだけで判断するのは避けるべき」という点は、明確にされているようですが、答申案にある項目以上に競争を阻害する蓋然性が重要と考えます。
つまり、市場シェアが不公正な競争や支配的地位の濫用の結果なのかを十分に検証する必要があります。
そのような事実が認められない場合に、単に市場シェアが高いことで規制対象とすることは、自由な競争環境をかえっていびつなものとしてしまい、ひいてはユーザの利便性向上に支障をきたすものと考えます。
- また、市場シェアの基準について、50%超とする根拠は明確ではなく、十分な議論が必要と考えます。

3. 支配的事業者の概念について (5 / 11)

(イ) ボトルネック設備を有する事業者との密接な関係について

- 「ボトルネック設備を有する事業者と密接な関係を有する事業者」であることを要件に加えるべきとする考え方については、ボトルネック設備を有する事業者が、指定電気通信事業者規制により、公平かつ透明な取扱いを義務付けられている以上、公正競争に関わる「密接な関係」は成立しないものと考えます。
- また、この点は市場支配的事業者規制とは次元の異なるファイヤーウォールの確立により担保すべき性格のものであることから、要件に加えるべきでないと考えます。

(ウ) 価格支配力について

- 価格支配力は一番重要なファクターであると認識しております。但し、改めて言うまでもなく、この意味は、米国の例をとっても、あくまで市場シェアを低下させることなく価格を引き上げることのできる能力を意味するものであり、料金低廉化というユーザの利便性向上につながる施策を率先して実施することを意味するものではないと理解しております。

3. 支配的事業者の概念について (6 / 11)

- また、当社は、例えば固定電話発携帯電話着について、直接的に携帯電話の新規販売増につながらないにもかかわらず、早期に是正を図る必要があると認識し、数回にわたる値下げを実施するなど、料金全般の低廉化に努めているところです。（別添5）

（エ）企業規模について

- 企業規模についての内容が、現時点では明確ではありませんが、これが資本金、売上金、市場シェア、又は社員数規模等を意味するものであれば、独立して設定する要件としては不的確であり、先述の市場シェアに包含される概念と考えます。
- むしろ、規模の概念については、ユーザや接続事業者からの視点が重要であり、利用機会に関わる設備的な側面や、サービス提供エリアの度合いを考慮すべきと考えます。

3. 支配的事業者の概念について (7 / 11)

(3) 当社の支配的事業者基準への該当性

- IT競争政策特別部会の一次答申案における支配的事業者基準に対する当社の該当性について以下、検証します。

3. 支配的事業者の概念について (8 / 11)

(ア) 市場シェア

- 当社グループの携帯電話シェアは、現在50%を超えているところです。現在の状況は、新規加入料廃止をきっかけとして、キャリア間移動が一層容易になる中、度重なる多様なサービスの提供、料金の多様化・低廉化をはじめとする市場開拓努力を行い、ユーザが当社を支持・選択していただいた結果と認識しております。
- 但し、他移動体通信事業者が参入時には、急激にシェアが低下し、50%を下回ったこともあります。また、競争の激しい移動体通信市場において、今後も現在の市場シェアを維持するには、ユーザに受け入れられるべく相当な市場開拓努力が必要であると痛感しており、少しでも企業努力を怠った場合には、急速なシェア低下を招くものと考えます。
- 実際、月別純増シェアをみても、新サービスや料金プラン、あるいはキャンペーン時期により大きく変動し、移動体通信市場における競争は進展していると考えます。(別添6, 7, 8)
- 以上より、変化が速く、競争が激しい移動体通信市場においては、市場シェアが高いことだけでは判断できないと考えます。

3. 支配的事業者の概念について (9 / 11)

(イ) ボトルネック設備支配の有無

- 前述のとおり、移動体通信設備はボトルネック設備には該当しないと考えており、一次答申案と同様の考えです。

(ウ) 市場参入の容易性

- 移動体通信市場は、従来より地域単位に3事業者以上の事業者が参入しており、現在、全国で29事業者（PHS含む）存在しています。
（別添9）
- また、「周波数資源の有限性による事業者数の制約」があることから、参入が困難とする見解については、電波行政の仕組みそのものの問題で、当社をはじめとする事業者の努力では解決するものでなく、かつ、当社だけに起因する課題ではないことから、規制をかける根拠とはなり得ないと考えます。

3. 支配的事業者の概念について (10 / 11)

(エ) 需要、供給の弾力性・代替性

- 前述したように、移動体通信市場は新規加入料の廃止をきっかけとして、キャリア間移動が容易となり、ユーザの自由な選択のもと、サービスや料金プラン等の比較で最適キャリアに流動していると考えます。
(別添 6 , 7 , 8 , 10)
- また、移動体通信事業者は、設備を同様に構築しており、エリアカバーもほぼ100%に近く、同等であると言えます。従って、需要、供給の弾力性・代替性は確保されていると考えます。
(別添 11)

(オ) 価格支配力

- 前述したように、継続的に値下げを実施している当社には、米国の定義による価格支配力は存在しないと考えます。

(カ) 企業規模

- 前述したように、設備的あるいはエリアカバーの度合いで判断するとした場合には、当社と他移動体通信事業者は同等と言えます。

3. 支配的事業者の概念について (11 / 11)

(キ) 調達の影響力

- 当社と他移動体通信事業者は、それぞれ別個に端末等を調達しており、お互いに影響力を及ぼしうる余地はありません。

(ク) 結論

- 以上、IT競争政策特別部会の一次答申案における基準項目について、当社の支配的事業者に対する該当性を検証しましたが、当社の支配的事業者への該当性は存在しないと考えます。

4. 支配的事業者規制を導入した場合の影響について

(1 / 4)

- 支配的事業者規制を移動体通信市場に適用した場合、ユーザや移動体通信事業全体に対し、一体どのようなメリットが生じるのか、これにより現状以上に公正競争が一層促進することに本当になるのか、当社として全く理解できない状況にあります。
- 今後、具体的な条件を策定し、規制対象を決定するにあたっては、規制により得られるメリットとデメリットを具体的に明確化することが必須と考えます。
- その際、単に事業者間のシェア調整を意識した規制ありきの議論に終始し、ユーザ利便性向上の観点が欠落することがないように、常に留意する必要があります。

4. 支配的事業者規制を導入した場合の影響について

(2 / 4)

(1) ユーザにとっての影響

- 移動体通信市場は、公正な競争のもとで、料金低廉化・サービス多様化などが現実のものとして急速に進んでおり、ユーザの利便性向上につながっていると認識しています。
- 従って、現状がまさに競争市場そのものであり、かえって規制をかけることによって、自由競争環境を歪めてしまい、弾力的かつタイムリーな料金見直し・サービス提供など、ユーザ利便性に支障をきたすおそれが大いと考えます。

(2) 移動体通信事業にとっての影響

- 固定通信市場と比較すると、移動体通信市場そのものの歴史は浅く、いまだ変動の激しい市場であると考えます。前述したとおり、現時点でのシェアが高くても、将来的にそのシェアが維持できるかは、今後の企業努力如何にかかってくると考えます。

4. 支配的事業者規制を導入した場合の影響について

(3 / 4)

- 今後の移動体通信事業において、IMT - 2000の導入をはじめとする、モバイルマルチメディア、グローバル化を展望した場合、支障をきたすおそれが大いと考えます。
- モバイルマルチメディアについて、今後の第3世代、第4世代は、サービスそのものも市場に提供していない段階であり、市場シェアは勿論のこと、販売活動も存在せず、この分野に事前規制を実施することは将来にわたるイノベーションを無視するもので不当と考えます。
- グローバル化については、国内市場での競争力が弱められる結果、市場普及率がキー・ファクターである世界レベルでのグローバル・スタンダード競争（iモードなど）に勝ち残ることができなくなる、また、支配的地位にあると認定されることにより、外国企業によるWTO提訴があった場合、相手方主張が認められ、合理的でない強度の規制強化を求められる可能性が高い。その結果、事業活動が大幅に制約されるとともに、国際競争力の確保が困難となるおそれが高いと考えます。（別添12）

4. 支配的事業者規制を導入した場合の影響について

(4 / 4)

(3) 当社にとっての影響

- 当社が仮に規制をうけた場合、常に変動する市場シェア状況の中、今後のIMT-2000等の新規分野を中心に、他移動体通信事業者と対等に競争できるのかという懸念があります。また、企業努力により、市場シェアや売上高を伸ばした結果、規制を受けることとなった場合、経営の自主性や社員の取組み意欲がそがれないか、株主利益が果たして守れるのかという大きな疑問があります。
- また、認可制と届出制の差による収益機会の逸失や、各種手続き、情報開示義務に伴うコスト増など、収支に与える影響も懸念されるところです。（別添13）

(4) 以上より、移動体通信市場における支配的事業者規制は現状よりも改善されることは全くなく、むしろデメリットの方が大きいことから、導入すべきでないと考えます。

5. 支配的事業者に対する接続に係る規制について

(1 / 10)

(1) 支配的事業者への規制内容に対する総体的意見

- 今回の答申案並びにIT競争政策特別部会の一次答申案における趣旨は、支配的事業者に対しては現行レベルの規制を残す一方、非支配的事業者に対しては、規制緩和することで、規制レベルに差を設けることと理解しています。

しかし個々の規制項目について検証すると、改めて反競争的行為をルール化する。 接続約款の作成・公表義務を義務づけ、認可手続を透明化する。 情報開示義務で子会社等との取引状況等報告、役務別会計情報の基本サービス／付加サービス分離を新たに付加するといったことが検討対象とされるなど、支配的事業者に対して現行レベル以上の規制につながるおそれが高いと考えられ、非支配的事業者との格差が大きすぎるのではないかという疑問があります。これは、規制緩和の流れに逆行しかねないことから、見直しが必要と考えます。

- また、移動体通信市場については、競争の実態や海外の状況から支配的事業者規制の対象外と考えられ、あまねく規制緩和が必要と考えます。
- 以下、接続に係る規制について、当社の意見を示します。

5. 支配的事業者に対する接続に係る規制について

(2 / 10)

(2) 当社の相互接続に対する取り組みについて

- 前回当社意見で述べさせていただいた通りで、当社としては相互接続の意義を十分認識し、早期接続や接続料金の低廉化に努めているところです。
- 接続料金について答申案では「不当な差別的取扱いや原価を上回る接続料が設定される」蓋然性について言及していますが、不当な差別的取扱いの事実も無く、またその客観的な蓋然性也没有ありません。
また接続料金についても、従来よりコストベースで算定しており、接続相手事業者により差異を設けていることはなく、郵政大臣の審査並びに認可を得ているところです。また、年々低廉化に努めた結果、料金水準についても国内及び海外の移動体通信事業者と比較しても遜色ない水準となっています。

5. 支配的事業者に対する接続に係る規制について

(3 / 10)

(3) 支配的事業者規制の海外状況について

- 前回の当社意見から、新たに明確になったことも含め、移動体通信事業に対する支配的事業者規制の主要先進国の状況をまとめると下記のとおりです。

(ア) 固定通信事業については、軒並み導入されているが、主要先進国の中で移動体通信事業に導入しているのは、英・仏の2ヶ国で、米国やドイツにおいては導入されていない。特に米国では現在から将来にわたり、移動体通信市場が競争的であることを理由に導入していない。

5. 支配的事業者に対する接続に係る規制について

(4 / 10)

(イ) 導入している英・仏においても、

固定通信事業との間で規制レベルに差を設けている。

接続約款の作成・公表義務や接続会計報告義務は課されていない。

加えて、個別相互接続協定は作成・締結は行うが、認可は不要で、規制当局に写しの届出を行っている。

個別相互接続協定を閲覧に供することで、透明性を確保している。
といった規制内容となっています。(別添14)

5. 支配的事業者に対する接続に係る規制について

(5 / 10)

(4) 接続に係る規制に対する当社の考え方

- 相互接続に対する取り組み状況や海外の状況を踏まえた、当社の接続に係る規制に対する当社の考えは以下のとおりです。

(ア) 接続義務に対して

- 現在、電気通信事業法にも規定されている「接続義務」については、相互接続の推進、それによるユーザ利便性の向上の観点から、支配的・非支配的を問わず必要と認識しています。

5. 支配的事業者に対する接続に係る規制について

(6 / 10)

(イ) 接続約款の作成・公表義務に対して

■ 今回の答申案では、

「その（支配的事業者の）優位性によって不当な差別的取扱いや原価を上回る接続料が設定されたりすることのないように、接続料を含む接続条件に関して透明性をより確保することを基本としたルールの整備が必要と考えられる。（中略）

- ・ 現在個別協議の上で個別の接続協定を締結し認可を受けることを要する制度を、当該事業者が接続約款を作成して、一定のルールの下で認可を受ける制度に改める。
- ・ 接続約款を公表するものとする。
- ・ 現在採られている認可審査基準（不当な差別的取扱いの禁止、適正な原価に照らし公正妥当な接続料、その他）を法文上明確化すると共に、認可にあたっての手続きにおいて透明性の確保を図る。」

5. 支配的事業者に対する接続に係る規制について

(7 / 10)

- 「一方で、市場支配力を有さない事業者間の接続については、（中略）現行において個別協議の上で接続協定を締結し認可を受けている制度を、一定の条件の下で届出制とし、規制の緩和を行うべきと考えられる。」

とし、支配的事業者に対しては、接続約款の作成・認可・公表並びに手続きの透明性の確保が求められる一方、非支配的事業者は届出制とし、規制緩和を行うべきとしています。

5. 支配的事業者に対する接続に係る規制について

(8 / 10)

- まず、認可制 / 届出制についてですが、双方の違いは事業者の主体性や弾力性をどの程度確保できるかにあると認識しており、現行規定によると、認可制は申請から2ヶ月以内が標準処理期間とされていることから、届出と比較して、迅速な相互接続が実現困難で、公正競争上、不当に不利になるおそれが高いと考えます。
- また、支配的事業者に対し、「接続約款作成・認可・公表」を義務付けるとともに「認可にあたっての手続きにおいて透明性を確保する」こととなると、非支配的事業者との規制レベルの差異が更に大きくなり、経営の自主性や自由な事業運営に支障をきたすものと考えます。

5. 支配的事業者に対する接続に係る規制について

(9 / 10)

- 移動体通信事業者をSMPに指定している英・仏においても、接続約款作成・公表義務は存在しないばかりか、個別相互接続協定の認可制もっていないことを考慮すると、今回の規制レベルはかなり突出したものとわざるを得ません。
- 移動体通信事業のように競争が進展している市場では、相互接続協定の締結・変更を届出制に移行させるなど、あまねく規制緩和すべきものと考えます。
- また、透明性の確保について、英・仏では個別相互接続協定の閲覧方式を導入する方法を採用していることも参考にすべきと考えます。

5. 支配的事業者に対する接続に係る規制について

(10 / 10)

(5) 移動体通信事業者設備における長期増分費用方式の導入の是非 に対して

■ 今回の答申案では

「移動体通信事業者設備について、接続料に長期増分費用方式を採用するか否かについては、原価主義が採られている現行の枠組の下で、接続料は必ずしも高止まりしている訳ではなく、その水準も国際的に見ても必ずしも遜色のあるものではないことから、現時点では、現行の方式を改め長期増分費用方式を採用する必要性は必ずしも認められない。」

としています。

- この点において、異論があるものではありませんが、競争が進展している分野において、このような規制を導入した場合は、経営の主体性や弾力性、ひいては競争力を著しく損なう可能性が高いと考えます。

6.料金設定権について (1 / 2)

- 今回の答申案では、移動体通信に関する料金設定権について、
「現状では、利用者料金の設定をどの事業者が行うかは、事業者間の協議によって決められることが一般的なルールとなっており、移動体通信分野における現在の料金設定についても定着してきていると考えられ、現時点では、事業者間のこのような協議の結果を尊重することにも理がないとは言えないと考えられる。」とされています。
- また、携帯電話事業者の利用者料金の低廉化の努力が必要とした上で、
「携帯電話事業者において携帯電話発信・固定電話着信の利用者料金と固定電話発信・携帯電話着信の利用者料金とに差異を設けて設定（固定電話発信・携帯電話着信の方が割高となっている。）していることは、双方の通話について使用設備に差がないことを考え併せると利用者にとって理解しにくいことから、今後携帯電話事業者において、固定電話発信・携帯電話着信の料金を引き下げる方向で是正していくことが必要と考えられる」とされています。

6.料金設定権について (2 / 2)

- この点について、当社としては異論があるものではありません。
固定電話発信・携帯電話着信の通話のみに限らず、利用者料金の設定をどの事業者が行うかは、事業者間の協議によって決められることが一般的なルールとなっております。利用者料金の設定については、接続開始時点より事業者間で合意されたものと理解しています。
- また、当社では固定電話発信についても料金値下げを実施してまいりましたが、それ以外についても今後も一層の料金低廉化に努めていきたいと考えます。（別添5）

添付資料

(別添 1) 海外における市場支配力の定義

< 米 国 >

当該企業が単独で市場シェアを失うことなく、価格を引き上げることができる能力または競争相手を排除しうる能力（価格コントロール力）を有すること。

< 欧 州 >

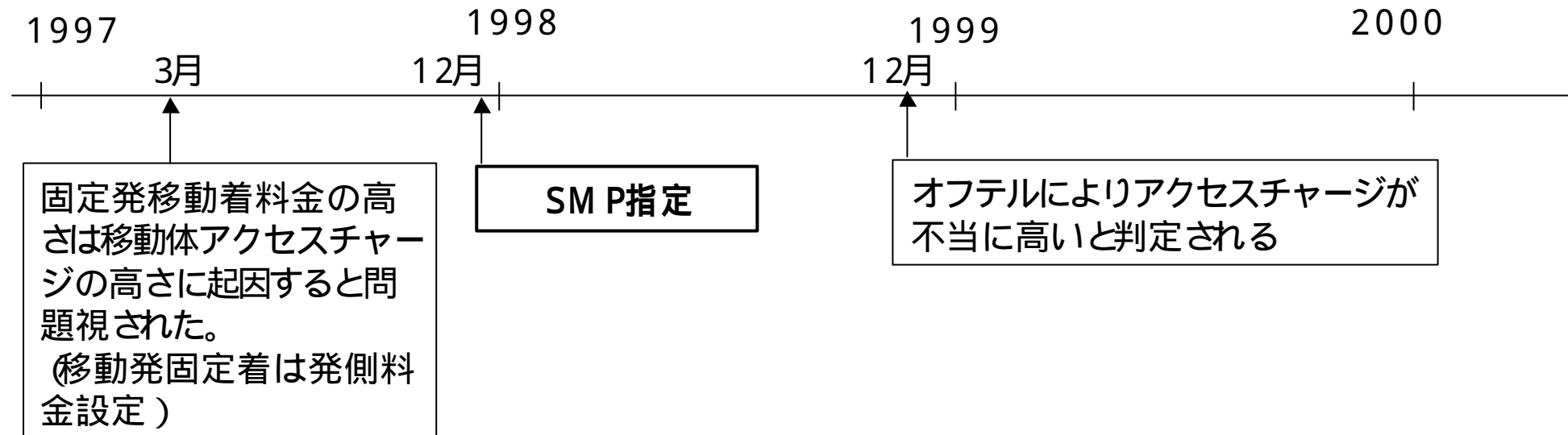
相当程度まで競争事業者と顧客、消費者から独立に行動することが許容されることを通じ、関連市場における有効競争の維持を妨げる能力を有する。価格コントロール力の有無のみではなく、競争構造に対する障害性が重視される。

競争構造に対する障害性とは：存在する競争構造の維持、活性化を妨げる行為。当該企業がその資本力、情報力、マーケティング力によって競争業者の自立性を損なったり、商品力に優る中小企業の商品を駆逐する等の行為。

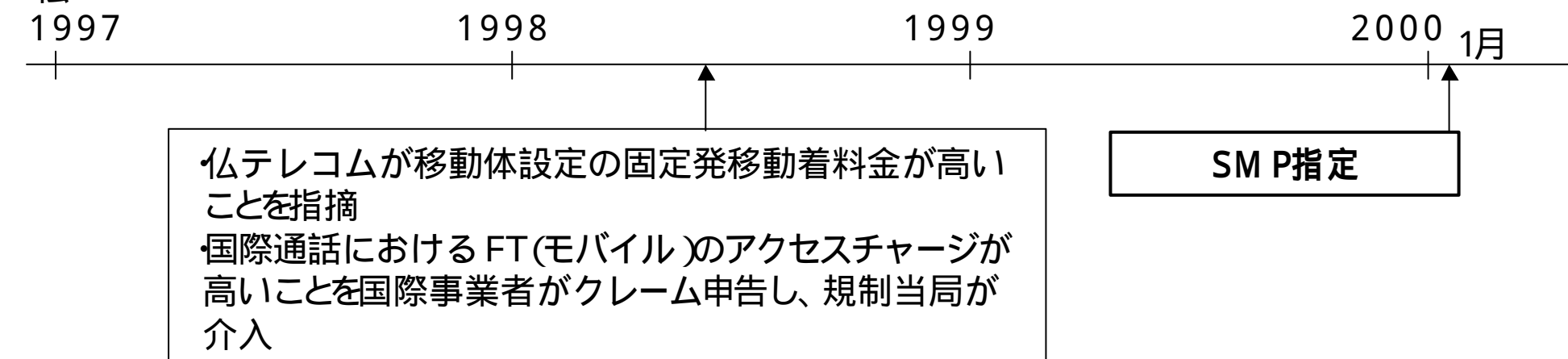
(別添2)英 仏における SMP 指定の経緯

英 仏では移動体通信事業者がSMPに指定される前後で、移動体アクセスチャージの高さや固定発移動着料金の高さが問題となった。

< 英国 >



< 仏 >



(別添3)NTTとドコモとの関係

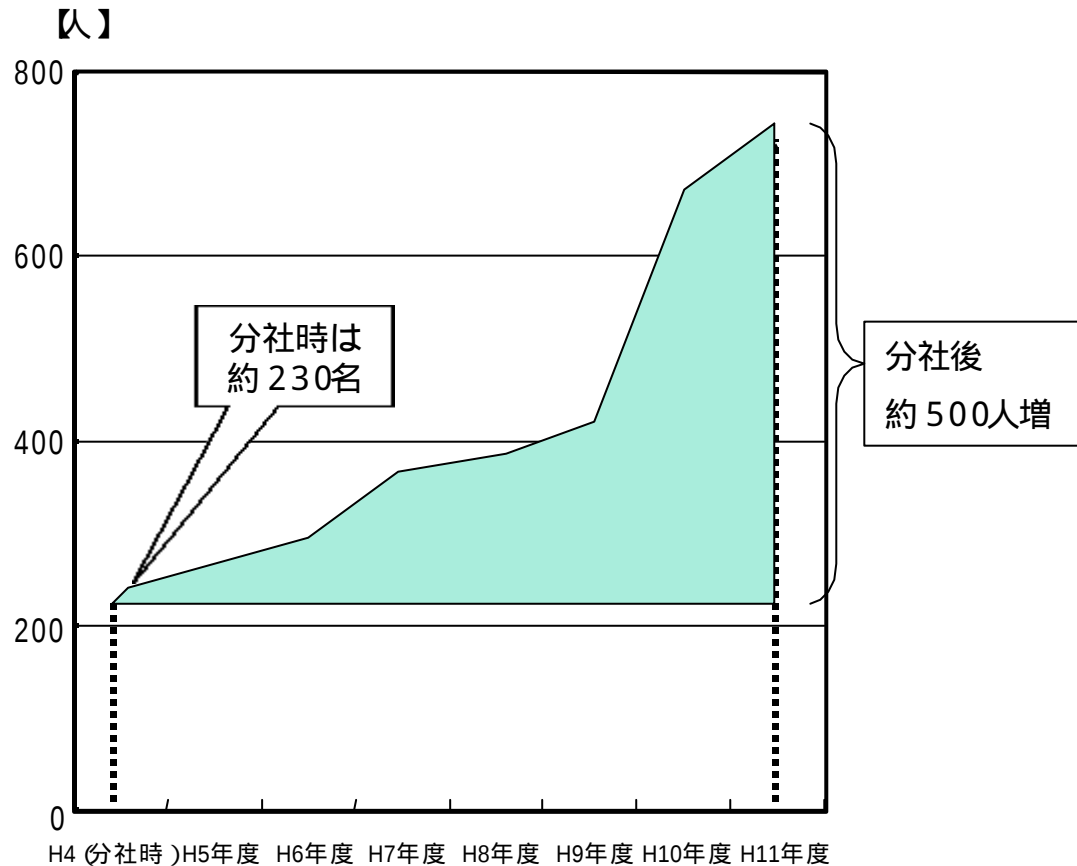
NTTから分社するに当たり、公正競争条件が整理され、現在に至るまで遵守してきたところである。

	分社時の整理 (平成4年4月)	現在の実施状況
ネットワーク	NTTと別個の県間伝送路の構築。 NTT回線へ業務委託する場合、NCCと同一条件。	約8割の自網化の実現。 NTTへ業務委託の場合、全てNCCと同一条件となっている。
取引条件	NTTからの補助の禁止。 鉄塔の使用、研究開発成果の利用、NTTとの接続条件等はNCCと同一。	NTTからの補助等は全くない。 NTTとの取引は基本的に接続約款等で規定され、NCCと同一。 ドコモは研究開発を自前で実施。
NTTとの人的関係	社員の移行は転籍で、出向による人事交流は行わない。	社員の移行は全て転籍。出向による人事交流はない。 〔・NTTからの転籍者数 約5500人 ・ドコモ並びに委託会社採用数 約4200人〕
出資比率の低下	5年後の上場を目指し、その際NTTの出資比率を低下させる。	H10年10月に東京証券取引所一部へ上場。 NTTの出資比率も67.1%と低下。 (上場前 94.7% → 上場後 67.1%)
資材調達	NTTとの共同資材調達は行わない。	ドコモ独自で調達を行っており、共同資材調達はない。

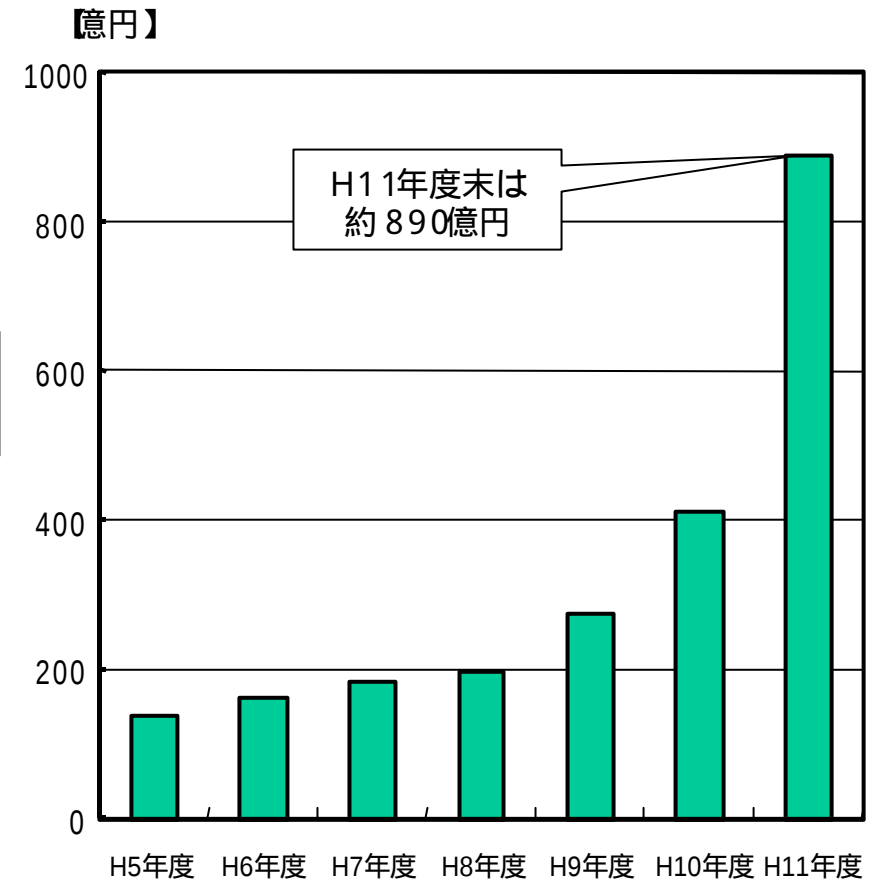
(別添4)の研究開発

ドコモは、先端的研究開発成果をマーケットインさせることにより、ユーザのニーズをとらえ、市場を拡大させてきたが、これはNTT分社後、当社の企業努力・リスクのもと、人的、財務的リソースを傾注したことによるもの。

< 人的リソース >



< 研究開発費 >



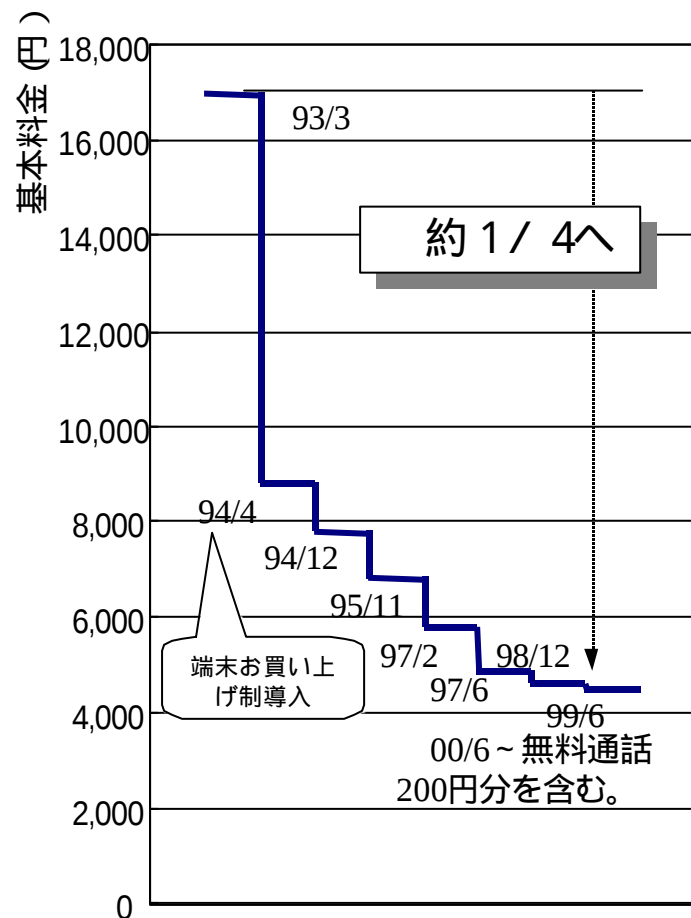
(別添5)ドコモ携帯電話料金の低廉化

基本料金、通話料金ともに大幅な料金の低廉化を実施。

今後とも一層の値下げを行うことで、ユーザにとって使い勝手のよい料金を目指す。

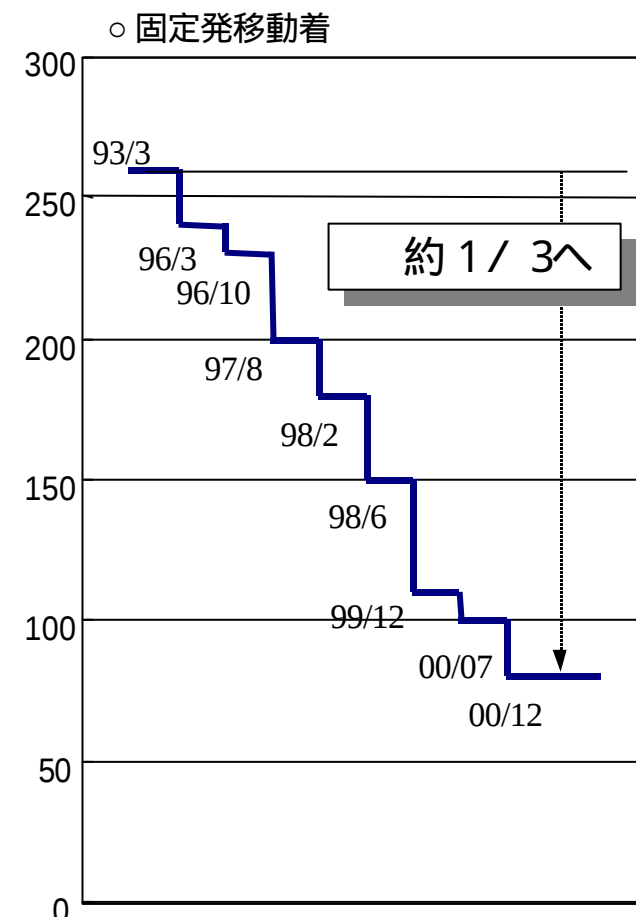
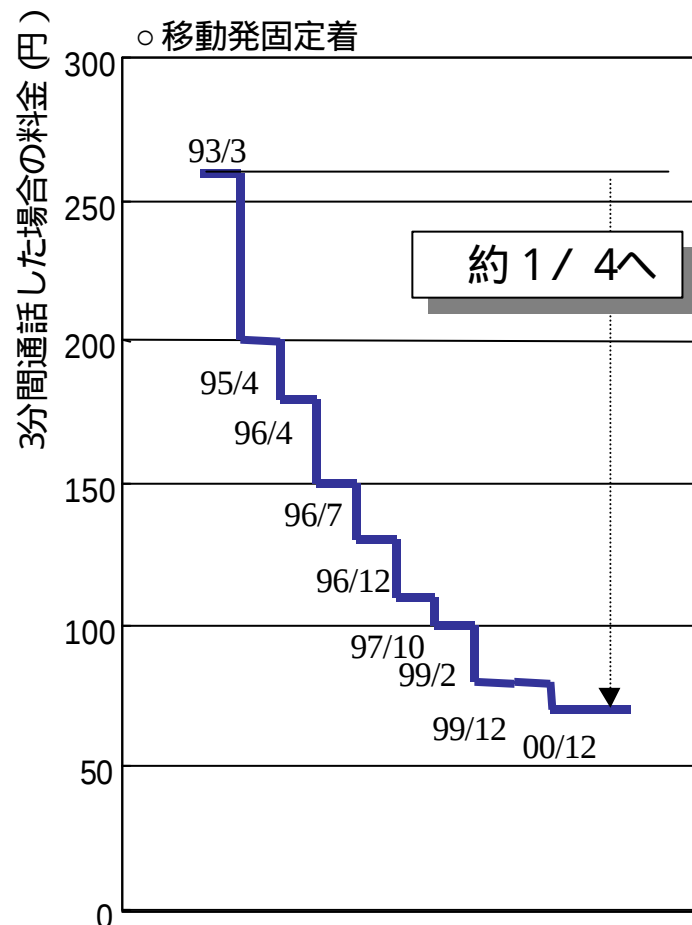
基本料金の推移

(800Mデジタル プランA)



通話料金の推移

(平日昼間区域内：800Mデジタル プランA)

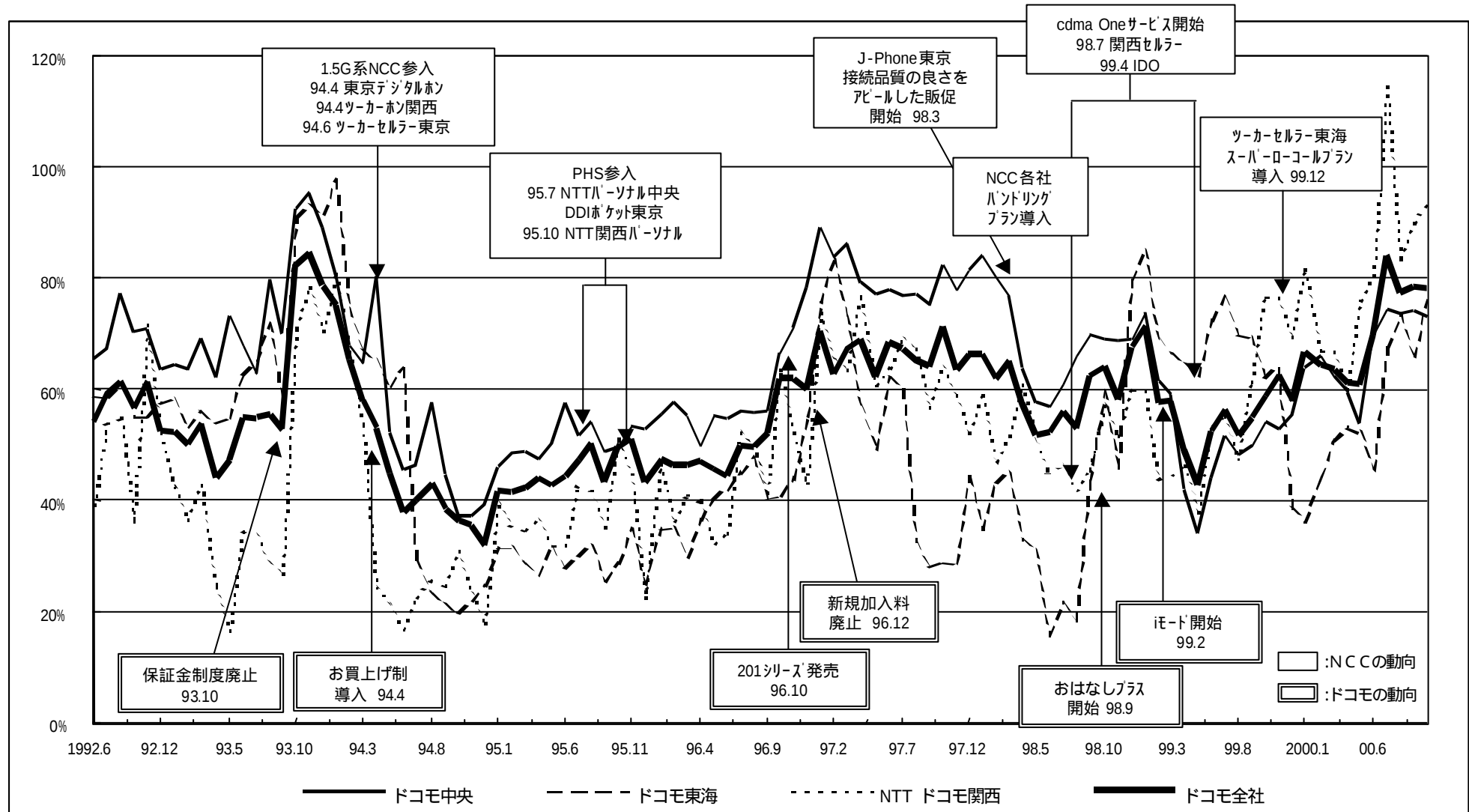


Year	Percentage (%)	Key Events
1987	100.0%	
1988	95.4%	IDO 参入 (12)
1989	56.8%	セルラー 参入 (7)
1990	44.9%	
1991	58.6%	
1992	55.8%	ドコモ 分社 (7)
1993	55.3%	
1994	51.0%	J-フォン ツーカー 参入 (4) お買い上げ制度 導入
1995	48.4%	
1996	52.5%	
1997	57.0%	
1998	57.6%	北陸セルラー 中国セルラー 四国セルラー GPRS 導入 (7) 関西セルラー 九州セルラー 沖縄セルラー GPRS 導入
1999	57.5%	iモード (2, 3, 4) IDO 東北セルラー 北海道セルラー GPRS 導入
2000.10	58.8%	

55

(別添 7)ドコモ携帯電話月別純増シェア推移 (東名阪)

新サービスや料金プラン、あるいはキャンペーン時期により、純増シェアは大きく変動し、移動体通信市場における競争は進展しているといえる。



(別添 8) 移動体通信事業者における料金プラン・サービスの展開状況

各事業者創意工夫を凝らし、多様なサービスを展開している。

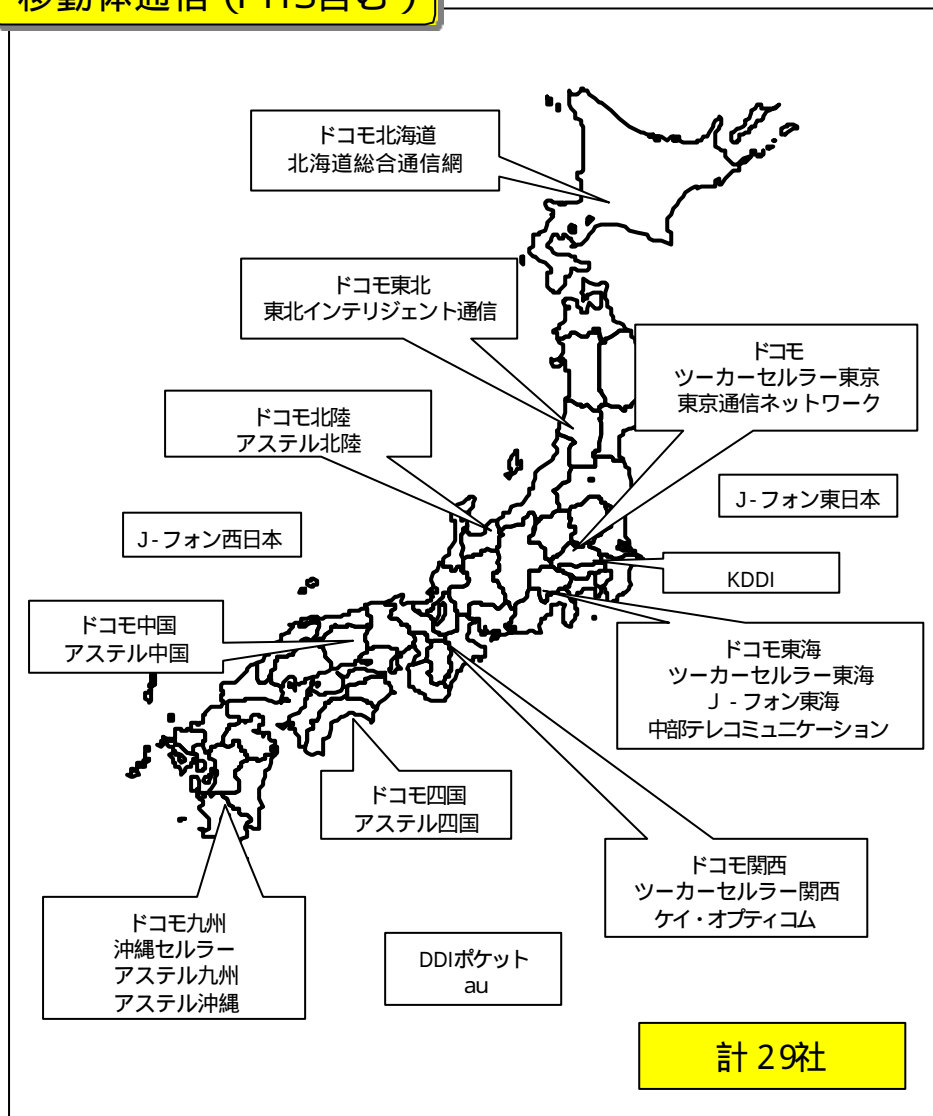
	ドコモ	他移動体通信事業者
メールサービス	ショートメール (97.6)	DO 「プチメール」 (97.9) セルラー 「セルラー文字サービス」 (96.4) J-フォン 「スカイウォーカー」 (97.11) ツーカー 「スカイメッセージ」 (98.10)
Webサービス (インターネットサービス)	iモード (99.2) モペラ (98.11)	DO 「EZアクセス」 (99.4) セルラー 「EZWeb」 (99.3) J-フォン 「J-Sky」 (99.12) ツーカー 「EZWeb」 (99.10)
バンドリング料金	おはなしプラスS (98.7) おはなしプラスL,M (98.9)	DO 「コミコミプラン」 (97.12) セルラー 「コミコミコール」 (98.9) J-フォン東京 「トークパック」 (98.6) ツーカーセルラ東京 「しゃべロープラン」 (98.3) ツーカーセルラ東海 「フリートーク」 (98.4)
基本使用料割引 サービス	いちねん割引 (99.7) ファミリー割引 (98.12)	四国セルラー 「イヤートークプラン」 (99.4) ツーカーセルラ東海 「イヤー契約」 (98.4) J-フォン東京 「Jファミリー」 (98.4) J-フォン東海 「ファミリーパックゴーゴー」 (98.2) J-フォン東北 「家族割引パック」 (98.7) au 「ガク割」 (00.11)

()内は開始年月

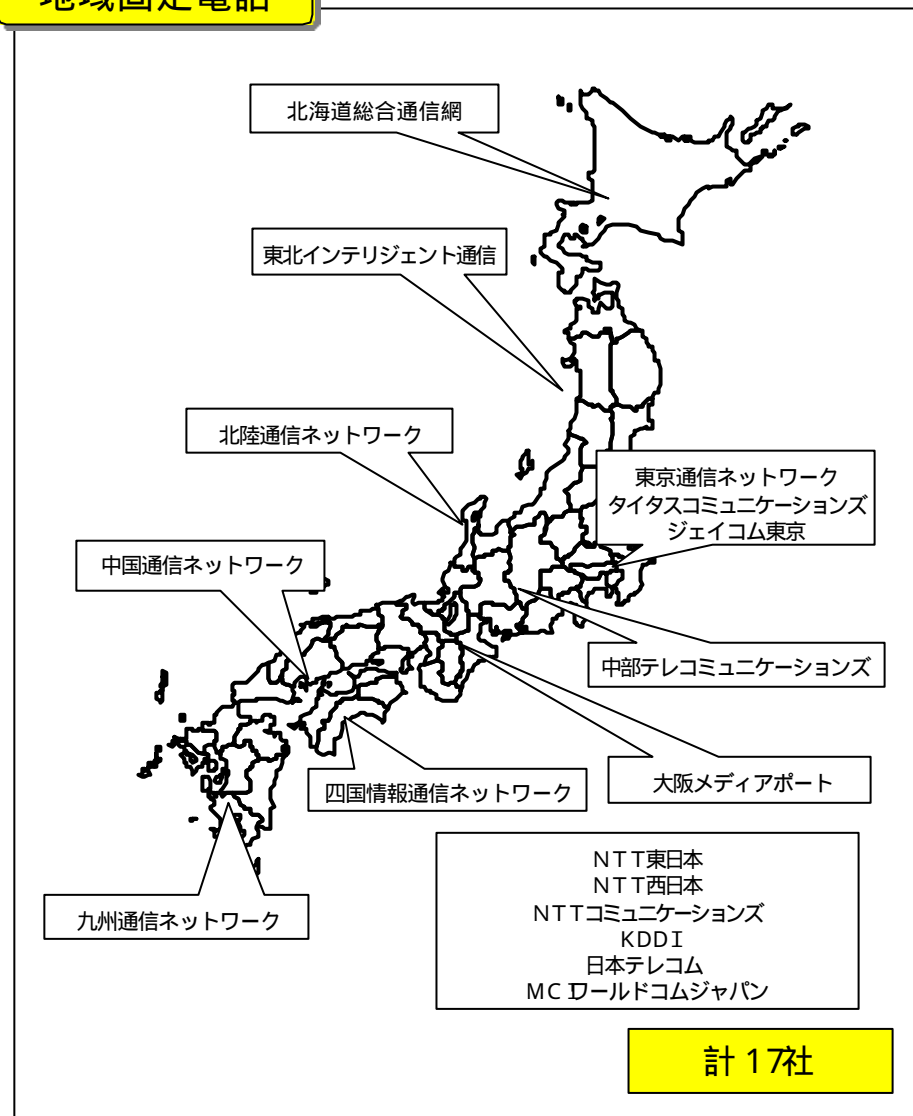
(別添 9)事業者参入状況

事業者も1エリアにつき複数参入し、競争が進展している。

移動体通信 (PHS含む)



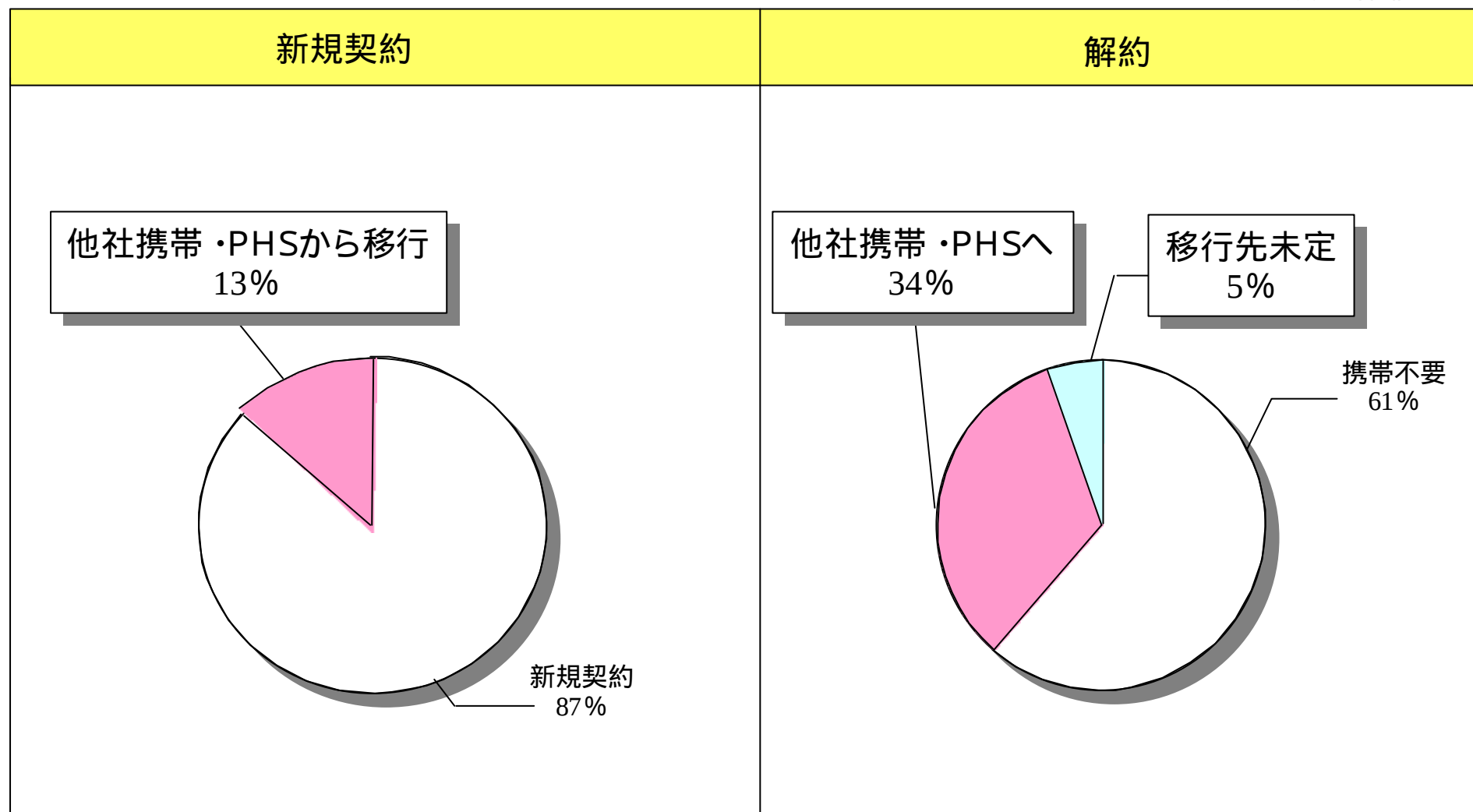
地域固定電話



(別添 10)新規契約 / 解約時のキャリア間移行状況

ドコモ新規契約者の1割強は他社からの移行、解約の4割は他社への移行となっており、キャリア間流動が大きい。

平成12年8月 当社調査



(別添 11) 周波数割当並びにエリア展開状況

周波数割当てでも、ドコモが特別に恵まれている訳ではなく、契約数見合いではむしろ少ない。

サービス提供エリアについても他事業者と差はな $\searrow$ 同等。

	周波数帯域幅	契約者数 (全国) < 2000年 10月末 >	サービス提供エリア 人口カバー率 (首都圏)
ドコモグループ	30MHz	33,101千契約	ほぼ100%
KDDグループ	34MHz	14,012千契約	約99%
J-フォングループ	10MHz	9,205千契約	99%以上

人口カバー率 : 市町村役場 (本庁) をカバーしていれば、当該市町村の全人口をカバーしているとみなしている。
各社公表ベース

(別添 12) 支配的事業者規制の導入が国際競争力に与える影響

WTO基本テレコム合意 レファレンスペーパー

1.Competitive safeguards

1.1 Prevention of anti-competitive practice in telecommunications

Appropriate measures shall be maintained for the purpose of preventing suppliers who, alone or together, are a major supplier from engaging in or continuing anti-competitive practices.

(主要な事業者による反競争的行為を防ぐためのセーフガード措置を常にとっておくべきである。)

(基本テレコム合意(1997年)レファレンスペーパー)

条文上は「主要な」とあるが、WTO紛争処理手続上、「支配的」と本国で認定された場合、直ちにこの条項が適用されることになる可能性が高いとされている。

(参考)日米フィルム摩擦

- ◆ WTOに提訴された場合、市場支配力や反競争的行為について、各種資料に基づく証拠分析がなされる。
- ◆ 日米フィルム摩擦では、日本側に市場閉鎖性がないことは明確であるにもかかわらず、USTR提訴以来3年もの期間がかかった。

1995年5月 米イーストマン・コダック社が「日本のカラーフィルム・印画紙市場は系列等の商慣行や大規模小売店舗法等により輸入品を不当に差別している」として米通商代表部(USTR)へ提訴

1996年6月 USTRがWTOに提訴
WTO紛争処理小委員会は日本フィルム・印画紙市場の閉鎖性についての証拠分析を慎重に実施

1997年2月 WTO紛争処理小委員会が中間報告書を提出
米側主張を全面的に退ける

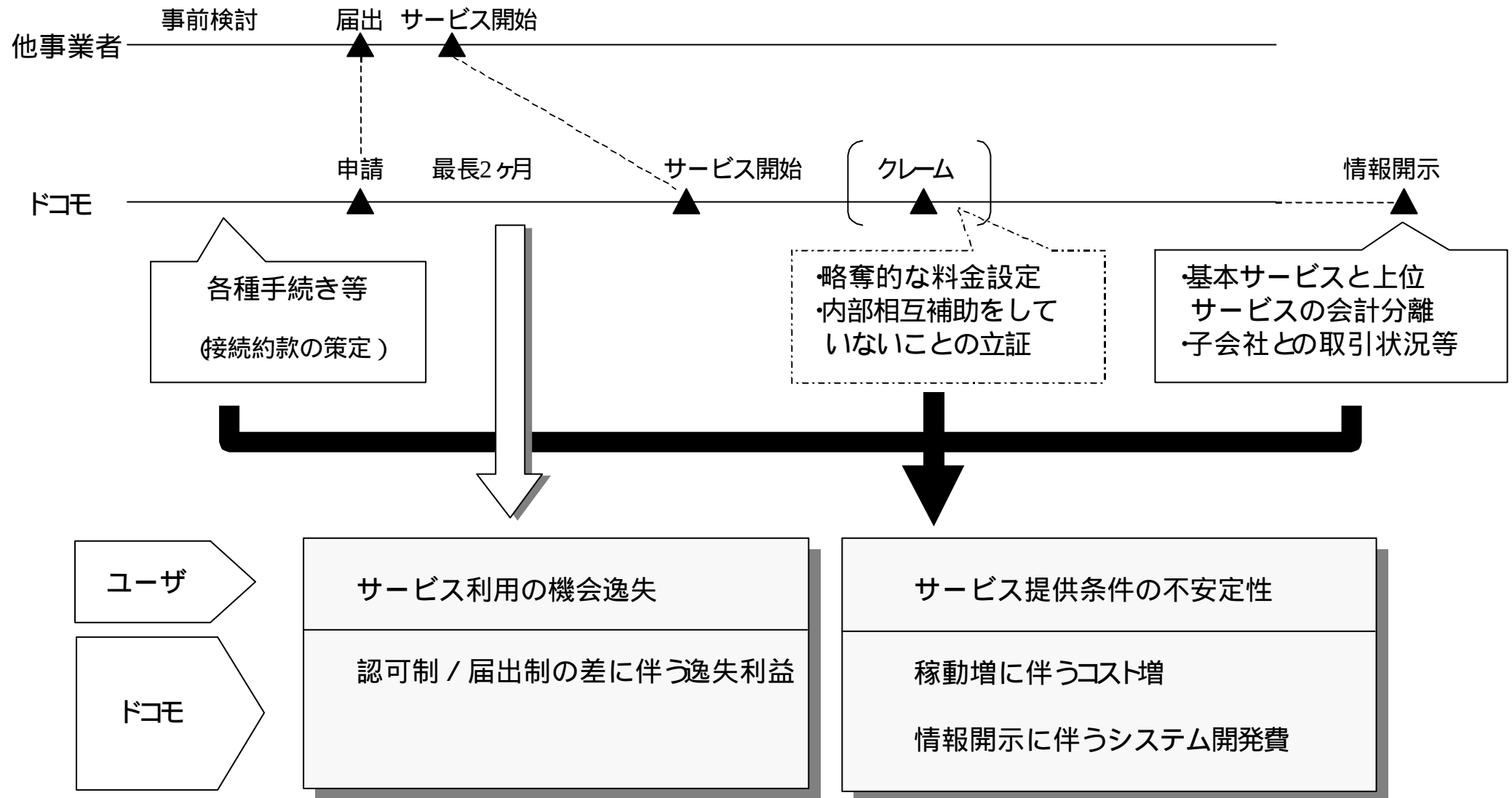
1998年4月 WTOがWTO紛争処理小委員会の「日本側に市場閉鎖性はなかった」とする報告書を正式採択

ドコモへの影響

日本において、ドコモが支配的事業者として新たな規制を受ける場合、競争阻害の蓋然性が高く、市場支配力を有していることを日本国政府が認めることとなる。

日米フィルム摩擦の例から、今後、外国企業が日本市場における参入やシェア拡大のために、根拠のない不当なWTO提訴を行った場合、日本政府の反証が厳しくなり、相手主張が認められる可能性が高い。その結果、非合理的な強度の規制強化が求められ、ドコモの事業活動が大幅に制約されるとともに、国際競争力の確保が困難となる。

(別添 13) 支配的事業者規制がかかった場合の届出制 / 認可制の差に伴う影響



(別添 14) 海外の移動体通信事業者における相互接続規制の実態

- ◆ 主要先進国では、固定通信事業に対して軒並み支配的事業者規制を導入しているが、移動体通信事業者は、英・仏の2ヶ国で導入しているものの、米国、ドイツにおいては導入していない。
- ◆ 導入している英・仏においても、
 固定通信事業との間で規制レベルに差を設けている。
 接続約款の作成・公表義務や、接続会計報告義務は課されていない。
 加えて、個別相互接続協定は作成・締結は行うが、認可は不要で、規制当局に写しの届出を行っている。
 個別相互接続協定を閲覧に供することで透明性を確保している。
 といった規制内容となっている。

		日本(1)	米 国	英 国	フランス	ドイツ(2)
規制対象事業者		-	-	Vodafone, Cellnet	FT Mobiles, SFR	-
規制基準		-	通信事業者を市場 = 価格をコントロールできる「支配的事業者」	EU指令を基に各国の規制機関により、その市場で「かなりの程度の市場力 (SMP)」を持っていると認定された電気通信事業者 (25% 以上のシェア、契約者数、収支等から指定)		
上記規制対象事業者 に対する規制内容	非差別的接続義務	○ (○)	- (○)	○ (○)	○ (○)	- (○)
	接続約款の作成・公表	(任意) (○)	- ()	× (○)	× (○)	- (○)
	認可	○ (○)	- (○)	× (×)	× (○)	- (×)
	個別相互接続協定認可	○ (○)	- (○)	× (×) (届出 閲覧)	× (○) (届出 閲覧)	- (×)
	接続会計報告義務	× (○)	- (3)	× (○)	× (×)	- (○)

(注) 1 日本の規制内容は第1種電気通信事業全体
 2 ドイツの規制基準のシェアについては33%以上
 3 地域電気通信事業者に対しては年間売上高1億ドル以上の場合に電子的な報告 (ARMIS) を義務付けている
 () 内は固定の支配的事業者 (米国: 既存地域電話会社、欧州: SMP事業者、日本: NTT東・西)